

第 2 次伊江村観光振興基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要項

1. 第 2 次伊江村観光振興基本計画の策定にあたっては、現状の分析等により創意工夫と柔軟な発想により、地域資源を活用した観光産業の構築を図るため、公募型プロポーザル方式により選定し、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 第 2 次伊江村観光振興基本計画 |
| (2) 業務期間 | 契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日まで |
| (3) 契約限度額 | 4, 592, 000 円 |
| (4) 業務内容 | 別紙「第 2 次伊江村観光振興基本計画策定業務仕様書」のとおり |

3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 沖縄県内に本店または支店を有する法人あること。
- (3) 会社更生法(昭和 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始申立てをしていないこと、民生再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしないこと及び破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始申立てをしていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納をしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等にかかる法律(平成 3 年法律第 77 条)第 2 条及び伊江村暴力団排除条例(平成 23 年 9 月 16 日第 16 号)第 2 条の規定に該当しないこと、および暴力団または暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (6) 過去 5 年間に国または地方公共団体と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。
- (7) 本業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

4. プロポーザルに係る手続き

項 目		期 日 等
1	公募内容の公表(村ホームページ)	令和 8 年 9 月 1 日(火)～
2	質問受付期間	令和 8 年 9 月 8 日(火)正午必着
3	質問回答日	令和 8 年 9 月 9 日(水)正午まで回答
4	参加表明の提出	令和 8 年 9 月 9 日(水)午後 5 時まで
5	提案資格確認の通知	令和 8 年 9 月 10 日(木)
6	企画提案書の提出締め切り	令和 8 年 9 月 17 日(木)午後 5 時まで
7	プレゼンテーション及び審査	令和 8 年 9 月 24 日(木)午後 1 時 30 分
8	審査結果通知	令和 8 年 9 月 25 日(金)
9	委託契約	令和 8 年 9 月下旬

5. 企画提案募集の手続き

(1) 公表

【通知日】 令和8年9月1日(火)

【配布資料】 ① 第2次伊江村観光振興基本計画策業務企画提募集要項
② 第2次伊江村観光振興基本計画策業務企画提案仕様書
③ 募集要項に係る提出様式等

(2) 参加表明の回答

本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書(様式第1号)に必要事項を記入・押印のうえ期日までに、次の書類を添付して提出する。

【提出期限】 令和8年9月9日(水)午後5時まで(必着)

【添付書類】 ① 企画提案者の概要(様式第5号)
② 業務実績調書(様式第6号)
③ 担当技術者調書(様式第7号)
④ 担当技術者の経歴及び実績等調書(様式第8号)

【提出方法】 持参又は郵送

【提出先】 〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字川平 519-3
伊江村役場 商工観光課

(3) 提案に関する質問の受付及び回答

提案に関して質疑がある場合は、質問書(様式第9号)を作成し、期日までに提出すること。提出がない場合は質疑がないものとして取扱う。

【受付期間】 令和8年9月1日(火)から9月8日(火)まで

【提出方法】 持参又は電子メール

表題は、「第2次伊江村観光振興基本計画策定業務に関する質問」とし、
下記アドレスへ送信すること。E-Mail アドレス yu-ji-s@iejima.org

【回答方法】 質問に対する回答は、令和8年9月9日(水)までに参加事業者全てにFAX又は電子メールにて行う。

(4) 提案資格確認の通知

参加表明者に対し、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書により通知する。

【通知日】 令和8年9月10日(木)

【通知方法】 提案資格確認結果通知書(様式第2号)を通知

(5) 企画提案書の提出について

【提出期限】 令和8年9月17日(木)午後5時まで(必着)

【提出書類】 ① 企画提案書(別紙様式に定めた内容を踏まえ提案すること)
② 企画提案応募申請書(様式第10号)

③業務工程表(様式第 11 号)

④積算書(様式第 12 号)※別紙で見積書明細を作成すること。

⑤④の積算書は、消費税相当額(単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いたうえで経費を計上すること。また、消費税率は 10%で計上すること。)

⑥④の見積書明細には、項目別で内容及び金額の明細を記載すること。

【提出部数】 上(5)の①から④に関する書類を各7部(原本1部、コピー6部)

【提出方法】 持参又は郵送(簡易書留)、宅配便による提出も可能

【提出先】 (2)『参加表明の回答』提出先と同じ

(6)プレゼンテーション日程及び場所

【開催日時】 令和8年9月 24 日(木)午後1時30分(予定)

※日時は詳細が決定後、別途通知する。※上記日程が変更となる場合もある。

【開催場所】 伊江村役場 2階中会議室

※場所に変更がある場合は、別途通知する。

(7)プレゼンテーションの方法等

- ① 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。
- ② プレゼンテーションの順番は、企画提案書が提出された順番で行う。
- ③ 審査会場への入場は3名以内とし、持ち時間は 20 分以内、質疑応答 10 分以内とする。
- ④ 提案は、パワーポイント等により実施し、主たる担当者となる予定者がプレゼンテーションを行う。(※PC、液晶TV、プロジェクター等の必要な機材は事務局と調整すること。)

6. 審査・審査結果通知・公表

①審査委員会の設置

伊江村役場内に本提案の審査に係る業者選定委員会を設置する。

②評価観点

別表「提案者を選定するための基準等」参照

7. 契約の相手方の決定

- ①提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、随意契約の相手方となる受注候補者を決定する。
- ②受注候補者と伊江村は、提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行う。
- ③②の結果、協議及び交渉が整ったときに、契約予定先として手続きに進むことができる。

8. 審査結果の通知【令和8年9月 25 日(金)】

審査結果は、提案者全員に審査結果通知書(様式第 4 号)を通知する。

①審査結果の公表【令和8年9月 25 日(金)】

審査結果の公表は、スケジュールに定めた日を目途に、村ホームページで公表する。

②契約の手続き【予定:令和8年9月下旬】

契約予定者は、伊江村が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結する。

9. 参加資格の喪失

①提案書提出期限又はプレゼンテーションの開催日時に欠席又は遅れた者。

②審査委員又はプロポーザル関係者に対して、業者の確定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者。

10. その他留意事項

①書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、提案者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。

②提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。ただし、伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開する場合があります。

③契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。

【問合せ先】

〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字川平 519-3

伊江村役場 商工観光課 担当:島袋

TEL:0980-49-2906 FAX:0980-49-5587

メール:yu-ji-s@iejima.org